国民の司法参加

裁判員制度をご存知ですか！

裁判員制度とは、国民の皆さんからくじで選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加して、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを3人の裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。

この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

裁判員制度はなぜ導入されるのですか？

国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家でない人たちの感覚が裁判の内容に反映され、その結果裁判が身近になり、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。そして、国民の皆さんが自分を取り巻く社会について考えることにつながり、よりよい社会への第一歩となることが期待されています。

犯罪発生から裁判までの流れ

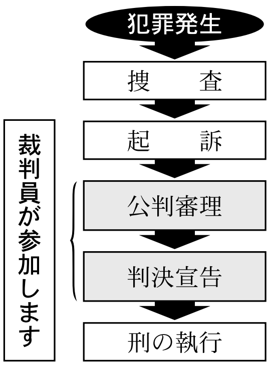

裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

裁判員は、証拠に基づいて他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じて、被告人が有罪か無罪かなどを判断します。この判断は皆さんが日常生活でいろいろな情報に基づいて行っている判断と基本的に同じで、法律知識が必要な場合は、裁判官が分かりやすく説明をします。

裁判員になったことでトラブルに巻き込まれませんか？

多くの被告人は自らの罪を認め反省しており、裁判員に対する報復等を考える者は少ないと思われますし、組織犯罪等で、裁判員に危害が加えられるおそれなどがある事件は、裁判官だけで裁判を行います。裁判員の名前や住所は公開されませんし、守秘義務により、評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされることもありません。

また、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられており、検察は、裁判員に対する威迫行為をした者に対し厳正に対処する方針です。

裁判には時間がかかるのではないのですか？

審理日数は事件によって異なりますが、多くは数日で終わるのではないかと見込まれています。迅速な裁判を実現するために、裁判の前に争点や証拠を整理したり、公判を連日的に開廷します。

裁判員に日当や交通費は支払われるのですか？

日当、交通費が支払われます。宿泊しなければならない場合は宿泊費も支払われます。日当上限・候補者8千円、裁判員等1万円が支払われます。

裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいですか？

徳島県では、平成18年中の裁判員制度対象事件は18件でした。徳島県の選挙権を持っている人数が約67万人ですので、仮に1事件について50人が呼ばれるとすると、1年間で約744人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。

裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

公判に出席

公判で、裁判官と一緒に証拠として提出された物や書類を取り調べたり、被告人や証人の話を聞いたりします。

評議・評決

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

判決宣告

裁判長が判決を宣告し、裁判員は判決に立ち会います。

裁判員になることを辞退することはできますか？

広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は裁判所が認めれば辞退することができます。

▼70歳以上の人・会期中の地方公共団体の議会の議員・学生または生徒・5年以内に裁判員、検察審査員を務めたことのある人

▼1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人

▼裁判所がやむを得ない理由があると認めた人（妊娠中・産後8週間以内の人など）

徳島地方検察庁では、国民の皆さんに安心して参加していただけるよう、事業主の方に対して休暇制度を設けていただくとか、育児施設確保など様々な働きかけをしています。

なお、裁判員の選定方法や選ばれた方の個人情報保護などについて、裁判員法及び新制度の説明会を行っており、日時・場所、人数や対象者（例・地区自治会、各種学習・研修会、スポーツサークル、etc）を問わず、職員を講師として派遣します（無料）。

また、裁判員が活躍する映画（俳優の中村雅俊さん・西村雅彦さん、女優の加藤夏希さんらが出演）のDVDやビデオやアニメーション（総務部総務課山口六平太）のDVDも無料で配布・貸出しを行っています。

詳しくは、徳島地方検察庁企画調査課（☎088・652・5191（代表））まで。